

# レクリエーション施設利用券を ご利用になる組合員の方へ

レクリエーション施設利用券は、1年度内(4月1日～3月31日)の利用回数に制限がありますので、次のご利用方法をご確認のうえ、ご利用ください。

## 利用 対象

組合員および被扶養者(本組合にて組合員証等が発行されている方)に限る。

※現在、被扶養者の方であっても、75歳になり後期高齢者医療制度へ加入されると被扶養者ではなくなりますので、利用券は使用できなくなります。



## 利用 限度回数

1施設につき1人1回が利用限度(レジャー施設等)

ただし、キャンプ場・映画館・日帰り温泉・ボルダリング・ゴルフ場・鍼灸マッサージは、指定施設の中から1年度内1人3回を限度とします。

必要事項を必ずご記入のうえ、利用施設へお渡しください。記入がないものは、施設を利用できない場合がありますので、ご注意ください(共済使用欄を除く)。

**必ず記入してください**

レクリエーション施設利用券 №.0000000

補助金額 **¥700**

所属所名	組合員氏名
所属所番号	組合員証番号
	元号 年 月 日
	利用年月日 H
利用者名	利用者生年月日 年 月 日
共済使用欄	0 S · H

発行者 さいたま市浦和区岸町7丁目5番11  
埼玉県市町村職員共済組合理事

・本券を、施設の入場券売場の窓口へ提出の上、差額をお支払い下さい。  
・本券は、1名につき1枚使用できます。  
・本園の利用する施設に○印をかならず記入して下さい。  
・施設区分ごとの利用限度回数を超過しないようご使用下さい。  
・記載事項を全て記入して下さい。記入が無いものは、施設を利用できません。(共済使用欄を除く)  
・本券は、組合員及びその被扶養者以外には使用できません。  
・組合員及びその被扶養者以外の方の使用、または、利用限度回数超過等の場合は、補助金を返還していただきますのでご注意ください。

利用券の使用可能な施設については、「共済事業のあらまし」または共済組合ホームページ(最新情報)のレクリエーション施設一覧表にてご確認ください。